

引越しの際は、住所の異動手続を忘れずに！

住民票の住所の異動届(転出届・転入届・転居届など)は、国民健康保険、国民年金の資格の確認や選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続です。市区町村窓口での正確な住所の届出が必要です。

入学・就職・転勤等による引越しで、住所を異動される方は 住民票の異動の届出を！（転出届、転入届、転居届等）

引越し前の
市 区 町 村

《転出前に》
転出届を提出して
転出証明書を受け取る

引越し先の
市 区 町 村

《転入した日から14日以内に》
転出証明書を添えて転入届を提出

引越しをされる方は注意が必要です！

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。

異なる市区町村に転出した場合で、住民票を移していない、又は住民票を移して3ヵ月経過していない場合、新しい住所地で投票できません。

身分証明書となる「マイナンバーカード」（個人番号カード）の 住所等は最新のものにする必要があります。

転入・転居・転出届など、住所変更の手続きの際は記載事項の変更のため、
マイナンバーカードと設定されている暗証番号をご準備ください。

また、令和5年2月6日から、転出届についてマイナポータルを通じたオンラインでの届出が可能になりました。電子証明書が有効なマイナンバーカードをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方がご利用いただけます。ご自身単身での引越しの他、ご自身と同一世帯員、ご自身以外の世帯員の方の引越しでも利用可能です。



政策ページQRコード ⇒

【お問い合わせ先】藤里町町民課 町民福祉係 ☎ 79-2113
藤里町選挙管理委員会 ☎ 79-2111

『企業版ふるさと納税』ご寄附いただきました

「世界自然遺産白神山地ふじさと理解促進事業」に対して、この度次の企業様からご寄附いただきました。
御厚意に感謝申し上げるとともに、引き続き皆さまの期待に応えられるよう、事業を推進してまいります。

【企業紹介】



株式会社三木設計事務所 代表取締役 草皆 次夫

本社所在地：〒010-0933 秋田市川元松丘町2番14号

【事業内容】

水とくらしを守る『水コンサルタント』として、地域の水と環境に特化した上下水道の仕事をしています。

登録部門・建設コンサルタント（上水道および工業用水道、下水道）他

※株式会社三木設計事務所様からは昨年に引き続き、ご寄附いただきました。

【お問い合わせ】藤里町総務課 企画財政係 ☎ 79-2111 Mail : kikaku@town.fujisato.lg.jp